

よりよいまちづくりに向け提言 甲賀市子ども議会



かふか21子ども未来会議「甲賀市子ども議会」が1月23日、市役所内の議場で開かれました。子ども議会では、昨年6月に市長から任命を受けた小学5年生から中学2年生までの子ども議員が、市内の視察や研修を通して学んだことをまとめ、子どもの視点から市政に対して提言・質問を行いました。この日は、2人が議長を務め、11人の子ども議員が「観光」「交通」「福祉」など、さまざまな提言を行い、市長、副市長、教育長をはじめ担当部長らが答弁を行いました。

提言や質問された内容

- 商店街を活性化させるために・青土から中学校までのバスについて たかたにりゆうき 高谷龍輝さん
- 外国の人が魅力を感じる町に きむらみゆ 木村心優さん
- 甲賀市の林業と環境 わんしゅえろ 王雪汝さん
- 甲賀市の未来のために・通学路のみぞのふたについて たかほらかのん 高原花音さん
- みんなが集まる道の駅 だいどうみさき 大洞美紗生さん
- コミュニティバスを利用したまちづくり・指定文化財の管理について やまなか 山中あまねさん
- 制服のすすめと再利用・横断歩道の時間について しみず 清水さら咲さん
- 信楽焼と忍者で町おこしを！・通学路の安全について やまがみあずな 山上愛絆さん
- 忍者図書館・太陽光発電について やまなか 山中いろはさん
- 甲賀市を楽しい町に こうやまゆりあ 神山優理亜さん
- ヘルプマークについて知ってもらおう・甲賀市におけるSDGsの取り組みについて きむらこみ 木村心美さん



問合せ かふか21子ども未来会議実行委員会事務局
(甲南青少年研修センター内)
TEL 86-8151 FAX 70-3366

宝くじ助成でまちづくり ～水口町あやの中央自治会～

令和3年度コミュニティ助成事業(コミュニティセンター助成)で水口町あやの中央自治会が採択を受けられました。今後、自治会活動のさらなる推進のために活用されます。 ※コミュニティ助成事業は、住民が行う区・自治会活動の支援と宝くじの普及広報を目的に、宝くじの収益金の一部を財源として区・自治会等に助成されるものです。

あやの中央自治会 助成金額 1500万円

- 「あやの中央集会所」
- 自治会館の建設と備品の整備 (座卓45台、ホワイトボード1台)
- 構造/木造平屋建
延床面積/150.00㎡



整備されたあやの中央集会所

問合せ 政策推進課 市民活動推進室 TEL 70-6032 FAX 70-6046

令和3年度

子育て世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか

給付金の対象となる方で、まだ申請がお済みでない場合は、期限までに申請してください。

申請が必要な方

- 高校生世代(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童を養育する方(中学生以下の弟妹のいる方を除く)
 - 公務員の方(児童手当が職場から支給されている方)
- ※申請が必要な方は、12月28日付けで、対象年齢のお子さんあてに申請書を郵送しています。

給付額

対象児童1人につき10万円
(クーポン給付は行いません。)

給付対象者

対象児童の保護者のうち、所得の高い方(児童手当(本則給付)受給者もしくはそれに準ずる対象者)

★ご注意ください
申請不要の方(児童手当受給世帯・新生児(公務員世帯を除く))は、令和3年12月24日から随時支給しています。

申請手続き

添付書類を添えて、申請書(請求書)をご提出ください。
※詳しくはホームページをご覧ください、お問い合わせください。

市ホームページ



申請期限

令和4年3月31日(木)まで
※期限を過ぎると給付金は支給されません。

受付窓口

子育て政策課(甲賀市役所2階)、各地域市民センター(土山・甲賀・甲南・信楽)
新型コロナウイルス感染症感染防止のため、郵送での提出にご協力ください。



問合せ 子育て政策課 子育て政策係 TEL 69-2176 FAX 69-2298
内閣府コールセンター TEL 0120-526-145 9～20時(土日祝を含む)

民設民営児童クラブの 運営者を募集します

市内には、公設児童クラブを17か所、民設児童クラブを2か所開設しています。子どもとその保護者を取り巻く社会の変化により、児童クラブの利用希望者は年々増加しています。そこで、利用者の増加・多様なニーズに応えるために、児童クラブを開設する意欲のある民間事業者を広く募集します。

応募締切 5月9日(月)

市ホームページ



運営に関する条件や対象となる地域、質問等についての募集の詳細は、市のホームページでご確認いただくか、こども政策部子育て政策課までお問い合わせください。

※民設民営児童クラブとは
法人格を有する民間団体等が、自己の所有又は借入している施設で児童福祉法第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を実施する児童クラブのことです。

問合せ 子育て政策課
TEL 69-2176 FAX 69-2298